序－１　計画策定の趣旨

近年、久喜市においても都市化、少子高齢化、小家族化が進み、家族や地域のあり方がおおきく変化しています。以前に比べ、人々の相互のつながりが希薄化し互助機能が弱体化するなど地域社会が変貌しつつあります。

社会支援を必要とする障がい者にとっても、生活への不安、困難やストレス等が増大しています。例えば地域自立生活の問題や虐待、消費者被害、災害時要援護者の問題、発達障がいへの対応、病気や加齢による一時的な支援の必要性など、市民全体にも関連するような課題がみられます。

これらの課題を解決するためには、これまでの公的及び民間による福祉サービスを充実するとともに地域の人々による身近な支援も求められており、ここに久喜市の障がい者福祉の方向を明らかにし、計画的に推進していくことは極めて重要です。

このため、久喜市では平成元年度に『久喜市障害者行動計画 』を、平成７年度に『 障害者施策に関する久喜市長期計画 』を、さらに平成１８年度には『 第２次久喜市障害者基本計画 』および『 障害福祉計画 』を一体的に策定してきたところです。

今回は、平成２２年３月の久喜市、菖蒲町、栗橋町、鷲宮町の合併により改めて現計画の見直しが求められたこともあり、計画期間終了にあわせて、アンケート調査や関係団体ヒアリング、久喜市障害者施策推進協議会等による意見・要望を踏まえつつ、新たな計画を策定することとしました。

この新たな計画は、久喜市におけるこれからの障がい者福祉のあるべき姿を描き、それに向けてどのような施策を展開していくかを明示したものです。また、市の障がい者福祉行政の運営や民間活動の指針ともなる公私の協働計画でもあります。

序－２　計画の性格と位置づけ

障がい者計画と障がい福祉計画の両計画は密接不可分の関係にあるため、前計画と同様に一体的に策定します。

〔 障がい者計画 〕

障害者基本法に定める計画であり、今後の障がい者施策の体系に基づき個々の施策を計画的に進めていくための具体的な指針の役割を持っています。この計画は、久喜市総合振興計画、久喜市総合福祉条例、その他福祉をはじめとする関連計画との整合を図っていきます。

〔 障がい福祉計画 〕

障害者自立支援法に定める計画で、障害福祉サービスや相談支援の種類ごとに必要なサービス量の見込み等の数値目標を明示した、障がい者計画の福祉分野における実施計画です。

これらの両計画は、国の〔 障害者基本計画 〕や〔 重点施策実施５か年計画 〕、ならびに埼玉県の〔 障害者計画 〕と〔 障害福祉計画 〕との整合・連携を図っていきます。

序－３　計画の期間

障がい者計画は中長期的な計画として、平成２４年度から平成２９年度までの６か年、障がい福祉計画は法律に定められた平成２４年度から２６年度の３か年の計画とします。